

報 告 第 6 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年5月17日提出

新居浜市長 石川 勝 行

新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

⑤

処 分 書

専 決 第 2 号

新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年3月31日

新居浜市長 石川 勝 行

## 新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(新居浜市税賦課徴収条例の一部改正)

**第1条** 新居浜市税賦課徴収条例(昭和25年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第18条の4中「交付手数料」を「交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料」に改める。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」を「確定申告書」に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された」を「付記された」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、

同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」を「あって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」に、「控除対象扶養親族」を「控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2中「固定資産課税台帳」を「固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」に、「閲覧の」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の」に改める。

第73条の3中「証明書」を「証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」に、「交付」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」

に改め、同条第4項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第20項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第21項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第22項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第23項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の3第9項各号列記以外の部分中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条

第11項各号列記以外の部分中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」を「100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」に改める。

附則第12条の2の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所

得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの」を「確定申告書にこの」に、「場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を「場合」に改める。

附則第 25 条を削る。

（新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

**第 2 条** 新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（令和 3 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち新居浜市税賦課徴収条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者」を「扶養親族（」を「扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は）」に、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第 2 条第 3 項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第 24 条第 2 項、第 32 条第 1 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項並びに附則第 5 条第 1 項の規定」に改める。

（新居浜市都市計画税条例の一部改正）

**第 3 条** 新居浜市都市計画税条例（昭和 41 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改める。

附則第 14 項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）附則第 22 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条」に、「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 13 項中「第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項」を「第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28

項、第 3 2 項から第 3 6 項まで、第 3 9 項、第 4 0 項若しくは第 4 4 項」に改め、同項を附則第 1 4 項とする。

附則第 1 2 項中「附則第 6 項及び第 8 項」を「附則第 7 項及び第 9 項」に、「附則第 6 項及び第 9 項」を「附則第 7 項及び第 1 0 項」に、「第 9 項及び第 1 0 項」を「第 8 項、第 1 0 項及び第 1 1 項」に改め、同項を附則第 1 3 項とする。

附則第 1 1 項を附則第 1 2 項とする。

附則第 1 0 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 1 1 項とする。

附則第 9 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 1 0 項とする。

附則第 8 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項中「1 0 0 分の 5」を「1 0 0 分の 5（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、1 0 0 分の 2. 5）」に改め、同項を附則第 7 項とする。

附則第 5 項を附則第 6 項とし、附則第 4 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 1 5 条第 4 4 項の条例で定める割合）

- 5 法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

## 附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1）第 1 条中新居浜市税賦課徴収条例第 3 6 条の 3 の 2 の見出し及び同条第 1 項並びに第 3 6 条の 3 の 3 の見出し及び同条第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び第 1 7 条の 2 第 3 項の改正規定並びに同条例附則第 2 5 条を削る改正規定並びに第 2 条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 5 年 1 月 1 日
- （2）第 1 条中新居浜市税賦課徴収条例第 3 3 条第 4 項及び第 6 項、第 3 4 条の 9 第 1 項及び第 2 項、第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書及び第 2 項並びに第 3 6 条の 3 第 2 項及び第 3 項の改正規定並びに同条例附則第 1 6 条の 3 第 2 項、第 2 0 条の 2 第 4 項

並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第13号）附則第2条第3項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定（令和6年1月1日

（3）第1条中新居浜市税賦課徴収条例第18条の4の改正規定、同条例第73条の2の改正規定（「固定資産課税台帳」を「固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」に改める部分を除く。）及び同条例第73条の3の改正規定（「証明書」を「証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」に改める部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定（民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の新居浜市税賦課徴収条例第18条の4（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の新居浜市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の新居浜市税賦課徴収条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例

第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の新居浜市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の新居浜市税賦課徴収条例第73条の2（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の新居浜市税賦課徴収条例第73条の3（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 第3条の規定による改正後の新居浜市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。